

御意見	消費者庁の考え方
事故情報データバンクは、消費者事故の未然防止や被害拡大防止のための重要な社会基盤です。これまで共同管理を担ってきた国民生活センターは、PIO-NET を通じて全国の消費生活相談を分析し、「柔軟仕上り剤のにおいに関する情報提供」（2013 年、2020 年）など、消費者への注意喚起を行ってきました。こうした現場の知見は、事故情報データバンクの運営にも不可欠であり、共同管理から外すべきではありません。 また、本改正の理由として「効率化」のみが示されていますが、共同管理を廃止する合理的な理由や、消費者保護機能が低下しない根拠は示されていません。 さらに、消費者庁はこれまで、消費者製品への GHS 表示について、「所管法令の趣旨に照らして必要性がない」として他省庁への働きかけを行わないとの考えを示しており、消費者への危険情報の提供に積極的とは言えない対応も見られます。そのような状況で事故情報データバンクの管理運営主体を消費者庁のみに一本化することには不安があります。 消費者の安全確保のためには、現場に最も近い国民生活センターが引き続き共同管理主体として関与し、消費者目線による情報分析・注意喚起機能が制度上維持されるべきであり、現行の共同管理体制を維持することを求めます。 （同旨意見ほか 56 件）	これまで事故情報データバンクシステム（以下「事故 DB」といいます。）は国民生活センターがシステムの運用保守を、消費者庁が事故情報データのシステム入力や事故 DB を利用する関係機関との連絡調整をそれぞれ担う形で運用してきたところです。 今般、事故情報の検索抽出機能の向上や消費者庁側の職員の入力業務の効率化等に資するべく、消費者庁にて事故 DB のシステムの刷新を行い、次期システムの運用保守についても、消費者庁で担うこととしたものです。 このシステムの運用保守主体の変更以外の、データの入力及び公表等の取扱いについては、次期システムにおいても変更はありません。 また、国民生活センターが消費者問題における中核的機関としての位置付けであることや、消費者との苦情相談、情報提供、注意喚起といった、消費者問題に対して果たす役割も変わるものではありません。

御意見	消費者庁の考え方
消費生活相談現場への影響を踏まえ、以下のとおり意見を述べます。 本改正案は、事故情報データバンク（以下「事故 DB」といいます）の管理運営主体を、消費者庁及び国民生活センターの共同管理から、消費者庁単独の管理に改めるものです。 相談現場における PIO-NET への入力及び重大事故等に係る通知事務を含む現行の事故情報処理実務は、本改正案により変更されるものではないと理解します。より効率的な管理運営を図る趣旨は理解しますが、次の点について配慮を求めます。 1. 現行実務からの変更の有無の周知 次期事故 DB への移行に伴い、消費生活相談現場における PIO-NET への入力、重大事故等に係る通知事務、PIO-NET に入力された情報の取扱い、問い合わせ窓口等について、現行実務からの変更の有無と、変更がある場合の具体的な手順を、施行前に、相談員、消費生活センター及び自治体担当課へ周知してください。 2. 国民生活センターの情報活用体制の維持 事故 DB は、消費者の生命又は身体に係る事故情報を蓄積し、活用する仕組みです。管理運営主体が消費者庁単独となった後も、国民	これまで事故 DB は国民生活センターがシステムの運用保守を、消費者庁が事故情報データのシステム入力や事故 DB を利用する関係機関との連絡調整をそれぞれ担う形で運用してきたところであります。 今般、事故情報の検索抽出機能の向上や消費者庁側の職員の入力業務の効率化等に資するべく、消費者庁にて事故 DB のシステムの刷新を行い、次期システムの運用保守についても、消費者庁で担うこととしたものです。 このシステムの運用保守主体の変更以外の、データの入力及び公表等の取扱いについては、次期システムにおいても変更はありませんが、頂いた御意見は、今後の検討の際の参考とさせていただきます。 また、国民生活センターが消費者問題における中核的機関としての位置付けであることや、消費者との苦情相談、情報提供、注意喚起といった、消費者問題に対して果たす役割も変わるものではありません。

御意見	消費者庁の考え方
生活センターが事故情報を遅滞なく把握し、商品テスト、事故分析、相談現場への情報提供、消費者への注意喚起等に活用できる体制を維持してください。 3. 即時性及び実効性の確保 本改正により、事故情報の収集・分析・活用の即時性及び実効性が低下することのないよう、必要な制度上及び運用上の措置を示してください。	
改正案では、改正前と同様「管理運営」と規定されているが、消費者庁の単独事務となったのであれば、消費者庁施行令第5条第24号の規定振りにならい、「管理」と規定すべき。	消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）第9条第8項は、事故DBの管理運営を規定しており、当該システムの管理だけでなく、運営についても規定しています。今回の「消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」は、同項の規定を改正するものです。
管理元が消費者庁に一本化することで、事故の早期発見、健康被害の拡大を防ぐことができると思うので良いと思います。	賛同の御意見として承ります。